

第2次改正中華人民共和國商標法(4)*

- 逐条解説3 -

咎 文静**・(監修) 高石 郷***

第19条 商標登録を出願する場合は、所定の商品分類表に基づいて商標を使用する商品分類及び商品名称を届け出なければならない。

【解説】本条は旧法11条と同一の内容であり、商標登録出願について規定したものである。

商標登録出願とは、商標登録を受けようとする自然人、法人またはその他の組織が、その生産、加工、選択または販売する商品あるいはサービスに関して既に使用している商標または使用しようとする標識商標について、商標権の取得を商標局に請求する行為である。

商標登録を受けようとする者、若しくは法律及び行政法規により登録商標を使用しなければならない商品を取り扱う者⁽¹⁾は、商標局の「商標出願用商品及びサービス分類表」⁽²⁾に基づき、次に掲げる事項を記載した商標登録出願書（商標局が指定する様式）に必要な書面⁽³⁾を添付して商標局に提出しなければならない。

- (1) 商標登録出願人の氏名/名称、国籍及び住所
- (2) 商標登録を受けようとする商標またはサービスの分類
- (3) 商品またはサービス並びにその商品及びサービスの分類
- (4) 立体商標の場合はその旨及び立体形状を確認できる見本
- (5) 色彩組合せ商標の場合はその旨及び文字による説明
- (6) 団体商標または証明商標の場合はその旨並びにその商標を受けうる法人であることを証明する公文書及びその使用管理規則
- (7) 商標が外国語または外国語を含む場合はその外国語の意味を説明する文書

上述の内容は、商標登録出願に記載する一般的事項であり、商標登録出願の願書の必要的記載事項でもある⁽⁴⁾が、商品名称またはサービス提供項目が「商品及びサービス分類表」に記入されていないものである場合は、その商品名称またはサービス提供項目についての説明書を提出しなければならない⁽⁵⁾。また、商標出

願人を特定するため、商標登録出願人の名義に一致した出願人の有効な身分証明書の写しの提出を要求される⁽⁶⁾。

中国において住所または営業所を有さない外国人または外国企業が商標登録出願を受けようとする際は、その商標登録出願を代理することができる涉外業務事務所または法人に依頼しなければならない、依頼した事務所または法人（代理人）の氏名、住所、代理内容、権限及び出願人の国籍を明記した委任状を商標局に提出することが必要であり⁽⁷⁾、且つ、商標登録出願に係る書類は中国語でタイプ打ちされるか、或いは印刷された中国語で使用しなければならない、公文書、証明文書及び証拠が外国語である場合は中国語訳文の添付が要求される。訳文が添付されていない場合は、その公文書、証明文書及び証拠が提出されなかったものとみなされる⁽⁸⁾。

また、法律及び行政法規により登録商標を使用しなければならない商品を取り扱う者またはサービスを提供する者がその商標を出願する場合は、当該出願商標を使用するまたはサービス提供に関して主管行政部門の生産あるいは販売についての許可証を商標局に提出しなければならない⁽⁹⁾。例えば、人体用薬品、医療用栄養食品及び乳児食品等の商品に使用する商標の登録を出願する場合は、衛生行政管理機構により発行された「薬品生産許可証」或いは「薬品業務経営許可証」を提出しなければならない、タバコ、葉巻タバコ等の商品に使用する商標の登録を出願する場合は、国家タバコ主管部門のその商品の生産を許可する証明の提出を求められる。このような特定商品に対する商標の強制登録は、商標権者、つまり特定商品を取り扱う者にその取り扱う商品品質の保持義務を負わせる目的から生

* 5回シリーズ。(1)は4月号、(2)は8月号、(3)は9月号に掲載

** 中華人民共和国弁護士

*** 会員

じた制度であると思われる。

第20条 商標登録の出願人は類別の異なる商品について同一の商標を出願する場合は、商品分類表に基づき登録出願しなければならない。

【解説】本条は一商標一分類出願について規定したものであり、旧法12条と同一の内容である。

本条は商標登録出願について、一つの商標登録出願について同時に一つの商品分類内の指定商品または指定サービスを定めて出願をしなければならず、指定したい商品またはサービスが二つの商品分類に分れている際には、二つの商標登録出願をしなければならないと規定されている。いわゆる「一商標一分類(区分)の原則」を採った規定である。

一商標一分類出願を採用するのは、商標登録出願に関する審査等の業務負担を軽減するためであると解される⁽¹⁰⁾。出願したい同一商標の指定商品または指定サービスが「商標出願用商品及びサービス分類表」の異なる商品分類に属している場合は、その商品またはサービスの分類に基づき商品分類ごとに出願することとなり、出願に係る費用は「一出願多区分制」による出願より多く発生し、無駄であるとの議論が存在しているが、「一出願多区分制」に係る商標登録出願の、指定商品または指定サービスに含まれる一部の指定商品または指定サービスについて拒絶の理由が存在すれば、その商標登録出願全体が拒絶されるものとなるとともに、商標の出願に関する審査等の業務負担が重くなるので、避けるべきであるという考え方もある。

第21条 登録商標を同一商品分類のその他の商品に使用する場合がある場合は、別の商標登録を出願しなければならない。

【解説】本条は旧法13条の内容と同一であり、登録商標の使用範囲の拡大について規定したものである。

同一商品分類のその他の商品とは、商標登録時に査定された同商標の指定商品または指定サービス以外の商品またはサービスである。登録商標を同一商品分類にある指定商品ではない商品に使用する場合は、同一商品分類であっても、新たにその商標の出願が要求されるというのが本条の趣旨である。例えば、登録商標の指定商品は牛乳(国際分類第29類)であって、その登録商標を同一商品分類の指定商品ではない食用油に使用するのであれば、指定商品を食用油として同商標

を新たに出願しなければならないことになる。

第22条 登録商標についてその標識の変更を要する場合は、新たに登録出願しなければならない。

【解説】本条は主に旧法14条の内容であり、登録商標の対象となる標識について規定したものである。

登録商標についてその標識の変更とは、登録商標権者が登録商標の対象となる標識の文字、図形などの構成要素を変更して使用することを指している。

商標権者の登録商標の対象となる標識の変更が、当初許可された商標登録を掲載する公告公報に記載された登録商標の態様と社会的通念上に同一のものであると認識される場合は、当該登録商標と同一の範囲に属する標識であると理解し得るから、新たに登録出願を行う必要はないが、その変更が社会的通念上に同一のものであると認識されない場合は、新たに登録出願を行う必要がある。例えば、登録商標は標準文字として登録されていても、これを行書体文字に変更して使用することは登録商標と同一の範囲に属する標識である、と中国工商行政管理総局の「印刷体登録商標の使用事項に関する批復」により解されている⁽¹¹⁾。しかし、この標準文字を美術化した文字に変更して使用することについては、当初の登録商標公告公報に記載された態様と異なる範囲に属する標識であるとの認識により、本条の規定に該当することとなりうるであろう。また、同一文字、図形、記号等である登録商標を異なる色彩に変更したことは当該登録商標の変更となるのか否かの判断が不明である。しかし、色彩の変更によって類似となっている部分は、登録商標の本来的な識別性を保っている変更であれば、本条の規定に該当しないものであると思われる。

第23条 登録商標についてその登録者の名義、住所又はその他の登録事項の変更を要する場合は、変更申請を提出しなければならない。

【解説】本条は旧法15条と同一の内容であり、登録商標の変更手続について規定したものである。

登録者の名称変更とは、単に「商標登録書」に記載された商標権者の形式的な名称変更である。その手続を行う際に、商標登録権者は登録商標ごとに「登録商標権者名義変更申請書」及び関係登記機関が出した変更証明書類を商標局に提出し、同局の承認を得れば、その変更手続を完了するものとなり、商標局から商標

権者に証明書を付与し、併せて公告する。この場合は、商標権者が有する登録商標の全部を一括して変更しなければならないと規定している⁽¹²⁾。ここの「関係登記機関」とは、例えば、商標権者の会社と他の会社との合併による会社名称を変更した会社所在地の工商行政管理機関である。

登録者の住所変更について、登録商標権者は商標ごと「登録商標権者住所変更申請書」を商標局に提出し、同局の承認を得れば、その変更手続を完了するものとなる。この場合にも、係る登録商標の全部を一括して変更しなければならない⁽¹³⁾。

その他の登録事項の変更とは、登録商標出願手続を依頼した代理人の変更、若しくは登録商標の指定商品の減縮による変更などである⁽¹⁴⁾。この場合は、商標権者は商標局に「登録商標のその他の登録事項の変更申請書」を提出し、同局の承認を得れば、その変更手続を完了するものとなる。

第24条 商標登録出願人は、その商標につき、外国で最初の出願を行った日から6ヵ月以内に、中国において同一商品に同一の商標登録を出願する場合は、その外国と中国との間で締結した協定若しくは相互が加盟している国際条約、又は優先権の相互承認原則に基づき優先権を享有することができる。

前項の優先権主張は、商標登録出願をする時にその書面声明を提出し、且つ3ヵ月以内に最初の商標登録出願書類の写しを提出しなければならない；かかる書面声明を提出しておらず又は商標登録出願書類の写しの提出期限が過ぎても提出しなかった場合は、その優先権を主張していないものとみなされる。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入された外国の商標出願に基づく優先権の主張について規定したものであり、パリ条約4条に対応したものである。

以前、中国における優先権主張は1985年3月15日に國務院が許可し国家工商行政管理局が公布した「登録商標出願について優先権主張に関する暫行規定」の施行により実施されていたものである。その後、中国は中国と商標互惠協定を締結した国、相互が加盟している国際条約の加盟国または優先権の相互承認原則に基づき中国と対等関係を持つ国の国民に対し、中国で商標の登録出願においてその優先権を享有することを認めているが⁽¹⁵⁾、商標法文上には明確に規定をしてい

なかった。

今回の改正により商標法文上においても明確に規定し、優先権の享有についてより一層透明性を持たず効果が生じる。同一商標登録出願人は、外国で最初の出願を行った日から6ヵ月以内に、中国でその商標を同一指定商品についての出願を行う場合は、商標局に提出する登録商標出願書面にその旨を表明すれば、その出願商標について優先権を主張することができる。また、中国における当該商標の出願日はその第一国の出願日とみなされる。

本条に基づき優先権を主張する場合は、その登録商標の出願日、いわゆる商標局がその商標登録出願書類を受理した日⁽¹⁶⁾から3ヵ月以内に、出願人は第一国の商標管轄機関に当該登録商標を出願し且つ同機関がそれを受理した書面による証明（優先権証明書）及びその中国語の訳文を付した商標登録出願書類の副本を商標局に提出しなければならない。且つその証明付きの商標登録出願書類の副本に当該商標の出願日及び出願番号を明記しなければならない⁽¹⁷⁾。また、所定期間中に商標登録出願書類の副本または書面による証明が提出されなければ、優先権を主張していないものとみなされるので、手続上の準備は肝要である。

第25条 中国政府が主催する展覧会又は承認する国際展覧会に展示された商品に最初に使用された商標について、その商品の展示日から6ヵ月以内に、当該商標の登録出願人は優先権を享有することができる。

前項の優先権主張は、商標登録を出願する時に書面声明を提出し、且つ3ヵ月以内に当該商品を展示した展覧会の名称、提示した商品に当該商標を使用した証拠及び展示日等の証明書類を提出しなければならない；かかる書面声明を提出しておらず又は提出期限が過ぎても証明書類を提出しなかった場合は、その優先権を主張していないものとみなされる。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入された博覧会の出品、出展物に最初に使用した商標に関する仮保護について規定したものであり、パリ条約11条に対応したものである。

中国政府が主催する展覧会とは、政府の各部を連携して主催する博覧会または展覧会であり、或いは政府の許可を受けた各業界部門が主催する博覧会または展覧会である。例えば、中国対外経済貿易合作部が主催

する年2回の中国輸出商品取引会（簡称広交会）である。

中国政府が承認する国際展覧会とは、中国と商標互恵協定を締結した国、相互が加盟している国際条約の加盟国または優先権の相互承認原則に基づき中国と対等関係を持つ国の領域内でその政府若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会である。

本条の規定する展覧会に出品した商品に最初の商標を使用した者が、その商品の出展の日から6ヵ月以内に、出展した商品を指定商品としてその商標を商標登録出願した際は、商標局に書面声明を提出し、且つ3ヵ月以内に出品した展覧会の名称、出展商品に当該登録出願商標を使用した証拠及び出展の日等の証明書類を提出しなければならない。その期間に出展商品に使用した証拠またはこれらの証明書類を提出しない場合は、当該商標の優先権を主張していないものとみなされる。また、当該商標登録出願の出願日は、その出品または出展の日にしたものとみなされる。ここの「出品または出展の日」とは、出展の商品が展覧会に出展された日であると解される⁽¹⁸⁾。

尚、商標局に提出する証明書類は外国の国際展覧会に出品したものであれば、国务院工商行政管理部门の規定した機構の認証を得なければならない。商標局に提出する証拠または証明書類が中国語でない場合は、その訳文を提出しなければならない⁽¹⁹⁾。

第26条 商標登録を出願する時に届け出た事項及び提出した資料は、真実、正確、完備したものでなければならない。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入された商標出願書類の真実性について規定したものである。

登録商標出願者が、商標局に提出する商標出願書類の内容及び資料は、真実、正確且つ完備したものでなければならないと規定されている。この規定によれば、

提出した商標出願書類の内容または資料は実質的な誤りがあっても、それを訂正することができないと解される。一方、商標出願書類に形式的且つ明らかな誤りがある場合は、商標局にその訂正請求を行うことができると規定されている⁽²⁰⁾。

注

- (1) 法6条規定、2002年8月3日国务院令(第358号)より公布し、同年9月30日施行した商標法实施条例6条規定参照
- (2) 商標局の「商品及びサービス分類表」は商品及びサービスの分類を商品の分類34、及びサービスの分類8、合計42の類に分けて定めている。いわゆる、第7版「商標が使用される商品及びサービスの国際分類」(ニース協定)に基づき規定したものである。
- (3) 前掲注(1)の実施条例13条の規定によると、商標登録出願一件あたり、商標局にヨコ5cm以上タテ10cm以内の明瞭な商標見本5部、色彩を指定する場合には着色見本5部と白黒見本1部、を要求している。
- (4) 前掲注(1)の実施条例13条3項、4項、5項及び6項規定参照
- (5) 同上、実施条例15条規定参照
- (6) 同上、実施条例14条規定参照
- (7) 同上、実施条例7条規定参照
- (8) 同上、実施条例8条規定参照
- (9) 法6条及び实施条例4条規定参照
- (10) 黄赤東、梁書文主編「商標法及配套規定新訳新解」307頁(中国民主法制出版社、1999年1月)
- (11) 国家工商行政総局商標局商標管「1994」234号の「印刷体登録商標の使用事項に関する批復」
- (12) 前掲注(2)の商標法实施条例24条参照
- (13) 実施条例24条3項参照
- (14) 実施条例17条1項参照
- (15) 1985年3月15日国务院許可、国家工商行政管理局公布の「登録商標出願について優先権主張に関する暫行規定」
- (16) 前掲注(2)の商標法实施条例18条1項規定参照
- (17) 実施条例20条1項規定参照
- (18) パリ条約11条2項規定参照
- (19) 実施条例20条2項規定参照
- (20) 本法36条

(原稿受領 2002.10.10)